

# 令和4年度事業報告

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

昨年は、2月初めには北京オリンピック・パラリンピックの開催等の明るいニュースがあったものの、2月終わりにはロシアのウクライナ侵攻、7月には安倍元首相の銃撃事件、9月にはイギリスのエリザベス女王のご逝去等、暗いニュースも多い1年となりました。

一方、不動産業界においては、昨年5月にデジタル社会の形成を目的としたデジタル改革関連法整備の一環として宅建業法の改正が行われ、重要事項説明書・契約締結後の書面について宅建士の押印が不要となった他、各種書類について電磁的方法による提供が可能になる等、取引における場所や時間の制約が減り、デジタル化へ向けて大きな動きがありました。

このような状況下、本会においては公益社団法人としての社会的役割の重要性を踏まえ、不動産業界の健全な発展並びに適正取引の推進に向けた人材育成のための不動産知識習得に関する各種研修会の開催、不動産キャリアパーソン資格制度の推進、消費者保護を目的とした専門家による不動産無料相談の充実及び啓蒙周知に関する各種事業を実施しました。

また、会員向け法律相談、各種セミナーの開催、会報誌等の配布及びホームページを利用した情報提供、各種媒体を活用したハトマークのPR事業、会員間ネットワーク強化を図るための意見交換会など、会員支援事業を展開するとともに、本会の目指す理想の姿を形にした「愛知宅建版ビジョン」をもとに、協会組織の強化や、将来的な入会数・会員数の減少を見据えた組織維持のための方策について検討した他、今年度は、いよいよ新会館の建設に着手しました。

さらに、社会問題化している空き家への対策として、空き家マイスター登録者拡大に努めるとともに、新たに豊田市と協定を締結し、累計4.5自治体との関係を構築するなど、愛知宅建サポート(株)と連携して取り組みました。

その他、会員の業務支援コンテンツを集約した「会員マイページ」、愛知宅建版流通サイト「あいぽっぽ」についても随時更新を行う等、各種会員の業務支援に積極的に取り組んだ一年となりました。

以下、令和4年度における主な事業につき、ご報告いたします。

## 1. 宅地建物を適正に取引し、消費者保護を図るための人材の輩出及び高度な人材の育成並びに優良な事業者の拡大に関する事業 (公益目的事業1)

宅地建物取引を適正に実施できる人材を輩出し、育成を図り、宅地建物取引におけるトラブルを未然に防止し、一般消費者の利益を保護することを目的として、次の事業を実施した。

### (1) 宅地建物取引士資格試験の実施協力

公正な宅地建物取引を確保するため、人材育成を目的とした協力事業である宅地建物取引士資格試験を、令和4年10月16日(日)に県下10会場で実施した。

また、50問中36問以上の正解者(登録講習修了者は45問中31問以上正解した者)が合格となった。

愛知県概況は以下の通り。

|        |                  |
|--------|------------------|
| 受験申込者数 | 15,227名          |
| 受験者数   | 12,200名          |
| 合格者数   | 2,162名(合格率17.7%) |

### (2) 宅地建物取引士法定講習会及び宅地建物取引士証交付の実施

愛知県から指定された講習実施団体として、宅地建物取引業法第22条の2に基づく法定講習会を座学・Web受講を併用して開催した。また愛知県より受託している宅地建物取引士証の交付事務を担うことにより、宅地建物取引士の養成及び資質の維持・向上を図り、公正な宅地建物取引を確保する事を目的として実施した。受講状況及び交付人数については以下の通り。

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 実施回数 | 12回(※在宅受講を含む)                     |
| 受講人数 | 3,074名(新規336名、更新2,685名、<br>他県53名) |
| 交付人数 | 4,729名                            |

### (3) 優良な事業者の拡大を図るための指導・研修等の実施

宅地建物取引業者の資質向上を図ることにより、宅地建物を適正に取引し、消費者保護を図るための優良な事業者の拡大を目的とし、次の事業を実施した。

#### ①新規免許業者研修会の実施

宅地建物取引業者の資質向上を図ることにより、公正な宅地建物取引を

確保することを目的に、宅地建物取引業法第64条の6に基づく研修会として、新規に免許を取得した宅地建物取引業者等を対象に年4回実施し、616名が受講した。

<研修課目及び講師>

- ・(公社)愛知県宅地建物取引業協会について
- ・(公社)全国宅地建物取引業保証協会と取引保証制度について  
講師：(公社)愛知県宅地建物取引業協会 専務理事
- ・愛知宅建サポート株式会社 会員支援事業について  
講師：愛知宅建サポート(株) 担当者
- ・宅地建物取引業法による業務に関する規制及び宅地建物取引における人権問題について  
講師：愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 担当者
- ・不動産広告の規制について  
講師：東海不動産公正取引協議会 担当者

②県下統一研修会の実施

宅地建物取引業法第64条の6に基づく研修会として、愛知県・保証協会と共同開催し、県内すべての宅地建物取引業者の資質向上を図ることにより、公正な宅地建物取引を確保することを目的とした研修会を年2回、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からWebにて実施した。

○第1回(令和4年9月)

<研修課目及び講師>

- ・「宅地建物取引業法に関する諸規定等」  
講師：愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 担当者
- ・「土砂災害警戒区域の指定と宅地建物取引における措置」  
講師：愛知県建設局砂防課 担当者
- ・「適格請求書等保存方式の概要」  
講師：名古屋市国税局消費税課 担当者
- ・「IT重説と電子契約の基礎知識」  
講師：涼風法律事務所 熊谷 則一 弁護士

受講状況 正会員 4,330名  
(出席率75.9%・昨年度比 +5.1%)、  
準会員 826名  
1,000万円供託業者 196名  
合計 5,352名  
※全日愛知については受講者数をカウントせず。

○第2回（令和5年2月）

＜研修課目及び講師＞

- ・「宅地建物取引業と人権問題等」  
講 師：愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 担当者
- ・「消防法上の留意事項について」  
講 師：愛知県防災安全局 防災部 消防保安課 担当者  
名古屋市消防局 予防部 予防課 違反是正係 担当者
- ・「愛知県企業庁仲介委託方式のご案内」  
講 師：愛知県企業庁 企業誘致課 担当者
- ・「宅建業者が知っておくべき 所有者不明土地特措法と民法・不動産登記法改正との関係」  
講 師：渡邊不動産取引法実務研究所 所長 渡邊 秀男 氏

受講状況 正会員 4,433名  
(出席率77.6%・昨年度比 +3.1%)、  
準会員 857名  
1,000万円供託業者 155名  
合計 5,445名  
※全日愛知については受講者数をカウントせず。

③各地域における研修会（支部企画研修会）の実施

宅地建物取引業者の資質向上を図ることにより、公正な宅地建物取引を確保することを目的とした支部企画研修を各支部において通算35回、宅地建物取引業者を対象に実施した。

④不動産キャリアパーソンの実施協力

公正な宅地建物取引を確保するための、人材育成を目的とした全宅連が実施する不動産キャリアパーソン資格講座について、人材育成委員会構成員を各支部の受講者獲得の担当責任者とし、各種研修会等で積極的に周知活動を行い、586名が受講した。

⑤研修会充実にに向けた研究・検討

正会員の受講義務化により出席率が向上した県下統一研修会及び支部企画研修会について検証し、更なる出席率向上を図るため、課目内容及び、会員マイページを利用したWeb研修による実施方法について検討した。

(4) 立入指導調査の実施

適正な不動産取引を推進することによる、住生活の安定及び一般消費者の利益保護を図ることを目的とした会員事務所への立入指導調査及び事務所調査につき、全支部へ実施するよう要請した。

## 2. 宅地建物を適正に取引し、消費者保護を図るための相談、講習会等の普及啓発活動等に関する事業（公益目的事業2）

宅地建物の適正な取引を推進し、トラブルの未然防止又は早期解決を図り、一般消費者の利益保護を目的とした相談・周知事業及び講習会を以下の通り実施した。

また、消費者保護を図るための普及啓発を目的とした事業についても併せて実施した。

### （1）不動産無料相談の実施

不動産取引に関する相談に対し、指導・助言を行うことによって、トラブルの未然防止及び早期解決を図り、適正な宅地建物取引の推進並びに住生活の安定及び消費者保護を行うことを目的として、以下の事業を実施するとともに今後の不動産無料相談所のあり方について検討した。

#### ①愛知県不動産会館における無料相談

##### イ. 不動産無料相談所

毎週月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前10時から午後3時まで開設し、2,478件の相談に対応した。（内訳：電話相談2,327件、来会相談151件）

※不動産無料相談所の処理状況については、末尾資料No. 1を参照

その他、本部不動産相談士を対象に、相談事案への適切な対応等、より一層の知識習得を目的とした研修会について以下の通り実施した。

##### 第1回目

日 時：令和4年9月14日（水）午前10時30分より

場 所：KKRホテル名古屋

対 象 者：本部不動産相談士（消費者保護委員含む） 44名

##### <研修内容>

（1）不動産相談所に寄せられた事例をもとに相談士としての適切な回答を記述式にて答練

（2）動画研修

①デジタル社会形成整備法に基づく宅地建物取引業法・借地借家法の改正

②宅地建物取引に関する最近の裁判事例

③インボイス制度が始まったら、不動産会社はどう動けばよいのか

④宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドラインについて

## 第2回目

日 時：令和5年3月3日（金）午前10時30分より

場 所：KKRホテル名古屋

対 象 者：本部不動産相談士（消費者保護委員含む） 44名

### <研修内容>

テーマに沿った事例（4問）について経験談をもとに知識共有を図り、理解を深めることを狙いとしたディスカッション

また、令和4・5年度の相談業務を執る不動産相談士を対象に、相談事案へ適切な対応等が執れるように、より一層の知識習得を目的とした研修会及び委嘱式を以下の通り実施した。

日 時：令和4年4月14日（木） 午後3時00分より

場 所：KKRホテル名古屋

対 象 者：本部不動産相談士（消費者保護委員含む） 44名

### <研修課目及び講師>

- ・相談業務に必要な知識とポイント

講師：（公財）不動産流通推進センター 相談員 水戸部 秀昭 氏

### ロ．顧問弁護士による専門相談

毎月第2木曜日（原則）に開設し、延べ44件の相談に対応した。

## ②県内における無料相談

### イ．支部が各自治体と連携して行っている相談事業

32ヶ所の地方自治体等と連携して相談事業を実施し、延べ754件の相談に対応した。

### ロ．名古屋市の栄サービスコーナー「住まいの窓口」

名古屋市主催の「住まいの窓口（中区栄）」に毎月第1水曜日（原則）に相談員を派遣し、住宅取引相談に対応した。

## ③県下開催の各種イベントにおける無料相談

県下で開催された以下のイベント会場において、不動産無料相談所のPR及び無料相談を実施した。

・あいち住まいるフェア2022

日 時：令和4年9月3日（土）及び令和4年9月4日（日）

場 所：名古屋市栄オアシス21銀の広場

来場者：46, 444名

相談数：3件

(2) 不動産無料相談の周知事業

不動産取引の安全性の確保及び一般消費者の保護を目的とした不動産無料相談所の周知を図るため、下記の事業に協賛・出展した。また、中日新聞社及び広告代理店と連携の元、中日新聞紙面に年2回の広告掲出を実施するとともに、本会事業に対する取材を受け、記事掲載がなされた。

○名港水上芸術花火2022

日 時：令和4年5月28日（土）

場 所：名古屋港ガーデンふ頭

○あいち国際女性映画祭2022

日 時：令和4年9月8日(木)～11日(日)

場 所：ウィルあいち・ミッドランドスクエアシネマ

○第21回 あいち障がい者フライングディスク競技大会(オンライン開催)

日 時：令和4年11月13日（日）～30日（水）

○中日新聞社との意見交換会

日 時：令和5年2月17日（金）

場 所：KKRホテル名古屋

(3) 地域事業の実施

地域社会における協会事業の円滑な推進、不動産無料相談の周知を目的として、県内で開催される各地方自治体のイベント（地域事業）において、以下の通りブース出展、事業への協力等を行った。また、マスコットキャラクター「あいぼっぼ」の更なる周知を図るため、着ぐるみに使用するタスキ及び顔出しパネルを作成した。

東名支部

4月 3日…第42回藤が丘さくらまつり（於：東山線藤が丘駅周辺）

10月 2日…千種区民まつり（於：平和公園メタセコイア広場）

11月20日…にしん市民まつり（於：日進市役所）

#### 名西支部

- 10月22日…令和4年度中村区区民まつり  
(於：中村公園一帯・中村スポーツセンター・名古屋競輪場東広場)
- 11月 3日…第42回西区民おまつり広場 (於：庄内緑地)

#### 名南東支部

- 10月23日…令和4年度昭和区区民まつり (於：鶴舞公園)
- 11月20日…瑞穂区民まつり2022 (於：パロマ瑞穂野球場前広場)

#### 名南西支部

- 10月 8日…かにえ町民まつり (於：蟹江町役場)

#### 名南支部

- 10月 9日…熱田区区民まつり にぎわい秋まつり (於：白鳥公園)
- 10月22日…緑区区民まつり みどり・シティ・フェスティバル2022  
(於：大高緑地公園)
- 11月13日…南区区民まつり (於：日本ガイシスポーツプラザ)

#### 名城支部

- 10月16日…東区民まつり「なごやかまつり・ひがし」  
(於：建中寺公園)
- 10月16日…北区民まつり「きた・きたフェスタ」(於：八王子中学校)
- 10月22日…東区ソフトバレーボール大会 (於：東スポーツセンター)

#### 中支部

- 10月10日…名古屋ニコニコランド2022 (於：久屋大通公園)

#### 東三河支部

- 10月 1日…スポーツパークフェス2022 (於：岩田運動公園)
- 10月23日…第20回田原市民まつり (於：田原市文化会館)
- 11月 6日…とよはし 緑と太陽の文化祭 (於：高師緑地公園)

#### 西三河支部

- 11月12日～13日…こうた産業まつり  
(於：ハッピーネス・ヒル・幸田)
- 1月22日…エトラ・サイレントリーグ  
(於：岡崎市龍北総合運動場サッカー場)



碧海支部

- 8月 6日～7日…第69回安城七夕まつり  
(於：安城市すえひろ公園)

豊田支部

- 5月 8日…八日市 (於：桜町本通り商店街)  
9月 9日～10日…とよた産業フェスタ2022  
(於：豊田スタジアム)  
10月 8日…八日市 (於：桜町本通り商店街)  
10月22日…第13回宅建協会豊田支部杯マレットゴルフ大会  
(於：河合池マレットゴルフ場)  
11月 6日…産業フェスタみよし2022 (於：さんさんの郷)

知多支部

- 10月 8日～9日…第56回常滑焼まつり (於：ボートレース常滑内)  
10月29日～30日…第53回大府市産業文化まつり  
(於：メディアス体育館おおぶ)  
11月 5日～6日…東海秋祭り2022 産業祭り  
(於：東海市民体育館)  
11月12日…はんだふれあい産業まつり  
(於：JEFスチール知多製作所)  
11月12日～13日…第44回東浦町産業まつり  
(於：東浦町勤労福祉会館)  
11月12日～13日…第39回武豊町産業まつり (於：武豊町民会館)  
11月13日…第39回美浜町産業まつり (於：美浜町総合体育館)

東尾張支部

- 9月10日…せともの祭2022 (於：宮前広場)  
9月25日…令和4年度「元気まつり守山」(於：三菱電機グラウンド)  
10月 8日…令和4年度 尾張旭市民祭 (於：城山公園グラウンド)

西尾張支部

- 5月 3日～4日…2022 いちのみやりバーサイドフェスティバル  
(於：国営木曾三川公園 138タワーパーク)  
10月15日～16日…稲沢まつり (於：国府宮神社参道)  
11月 3日…北名古屋商工祭 (於：北名古屋健康ドーム)

北尾張支部

10月15日～16日…小牧市民まつり（於：小牧市市民会館）

10月15日～16日…春日井まつり（於：春日井市役所）

11月12日～13日…こうなん産業フェスタ（於：すいとぴあ江南）

(4) 一般消費者向け講習会等の実施

不動産に関する知識の啓蒙を目的として、下記の講習会を実施した。

○不動産セミナー

開催日：令和5年1月21日（土）

午後1時～午後2時50分

場所：東別院会館

講師：山口 真由 氏（信州大学特任教授）

課題：世界の潮流 日本の現状 日本の家と家族の未来

参加者数：163名

○A I C H I S D G s S c h o o l ～防災を知ろう～

開催日：令和5年3月18日（土）

午前11時15分～午前11時30分

場所：イオンタウン名西

講師：(公社)愛知県宅地建物取引業協会

業務執行理事 河合 保人 氏

課題：一期一会を大切に

(5) インターネット・広報誌等による情報提供の実施

宅地建物を適正に取引し、消費者保護を図るための普及啓発等を目的として、次の事業を実施した。

①インターネットによる情報提供

公正な宅地建物取引の確保を目的として、ホームページによる無料相談窓口の周知の他、宅建試験や講習会に関する案内、宅建業法や関係法令等の情報について掲載し、会員及び一般消費者に対し宅地建物取引に関する情報提供を実施した。

なお、関係法令改正の情報提供及び研修会等の案内などについては「会員マイページ」において、情報提供を行った。

アクセスユーザー数：82,731件/年

ページ閲覧数：322,223ページ/年

## ②広報誌の発行

公正な宅地建物取引を確保することを目的とし、宅地建物取引業法及び関係法令の改正、関係税制の改正、取引紛争に係る裁判例、関係各種制度などを掲載した広報誌を年4回発行し、会員及び一般消費者に対し宅地建物取引に関する情報提供を実施した。

## (6) 各種法令改正の対応

宅地建物取引業法等、各法令改正情報を会員へ周知すると共に、重要事項説明書参考資料の改訂版を発刊し、正会員に配布した。

## (7) 適正取引の推進のための業界関連団体との連携事業

東海不動産公正取引協議会との連携のもと、愛知地区調査指導委員会において、適正・公正な不動産広告の啓蒙及び、違反広告に対する措置を実施した。

## 3. 不動産取引等に関する人材育成及び普及啓発並びに不動産流通市場の活性化等を行うとともに、宅地建物取引業を通じた地域社会等への貢献及び会員の業務に対する支援等を行う事業 (その他事業)

宅地建物取引等に関する人材の育成や普及啓発並びに不動産流通市場の活性化等を行うとともに、宅地建物取引業を通じた地域社会等への貢献及び会員の業務に対する支援等を目的として、次の事業を実施した。

### (1) (公社)中部圏不動産流通機構の不動産情報交換システム(レインズ)の運営協力

(公社)中部圏不動産流通機構のサブセンターとして、レインズへの登録のサポート及び管理、登録促進事業を行い、又、役員を派遣するなど運営協力を努めた。

### ①各支部別IP型会員数(令和5年3月31日現在)

|       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東 名支部 | 398会員 | 名 西支部 | 328会員 | 名南東支部 | 324会員 |
| 名南西支部 | 262会員 | 名 南支部 | 288会員 | 名 城支部 | 340会員 |
| 中 支部  | 425会員 | 東三河支部 | 401会員 | 西三河支部 | 335会員 |
| 碧 海支部 | 289会員 | 豊 田支部 | 218会員 | 知 多支部 | 292会員 |
| 東尾張支部 | 203会員 | 西尾張支部 | 385会員 | 北尾張支部 | 344会員 |
| 本 部   | 1会員   |       |       |       |       |

②中部レインズ利用状況（令和5年3月31日現在）

|         | 機構全体       | 愛知宅建（利用率）  |         |
|---------|------------|------------|---------|
| I P型会員数 | 14,245会員   | 4,833会員    | (33.9%) |
| 登録物件数   | 772,373件   | 187,679件   | (24.3%) |
| 成約報告件数  | 29,159件    | 8,186件     | (28.1%) |
| 検索件数    | 7,420,462件 | 3,709,908件 | (50.0%) |
| 図面要求件数  | 6,655,085件 | 3,417,257件 | (51.3%) |

(2) ハトマークサイト（消費者向け不動産情報サイト）の運営協力

ハトマークサイトへの登録及び、登録されている物件情報についての問い合わせ等に対応した。

なお、ハトマークサイトの利用会員は、3,011会員となっており、利用会員率は、約53%となっている。

①支部別「ハトマークサイト」利用会員数（令和5年3月31日現在）

|       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東 名支部 | 219会員 | 名 西支部 | 200会員 | 名南東支部 | 195会員 |
| 名南西支部 | 169会員 | 名 南支部 | 191会員 | 名 城支部 | 192会員 |
| 中 支部  | 266会員 | 東三河支部 | 259会員 | 西三河支部 | 201会員 |
| 碧 海支部 | 190会員 | 豊 田支部 | 138会員 | 知 多支部 | 159会員 |
| 東尾張支部 | 126会員 | 西尾張支部 | 271会員 | 北尾張支部 | 234会員 |
| 本 部   | 1会員   |       |       |       |       |

②ハトマークサイト登録物件数（令和4年度本会分）

11,144件

(3) 流通サイト「あいぽっぽ」の運営

愛知宅建サポート(株)と協働し、愛知宅建版流通サイト「あいぽっぽ」の運営を行い、物件の登録及び操作方法についての問合せ等に対応するとともに、各種研修会等において会員に周知した。

なお、「あいぽっぽ」の利用会員は、4,933会員となっており、利用会員率は、約87%となっている。

①支部別「あいぽっぽ」利用会員数（令和5年3月31日現在）

|       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東 名支部 | 388会員 | 名 西支部 | 343会員 | 名南東支部 | 326会員 |
| 名南西支部 | 279会員 | 名 南支部 | 292会員 | 名 城支部 | 344会員 |
| 中 支部  | 417会員 | 東三河支部 | 478会員 | 西三河支部 | 340会員 |
| 碧 海支部 | 301会員 | 豊 田支部 | 229会員 | 知 多支部 | 285会員 |
| 東尾張支部 | 192会員 | 西尾張支部 | 392会員 | 北尾張支部 | 326会員 |
| 本 部   | 1会員   |       |       |       |       |

②「あいぽっぽ」登録物件数（令和4年度分）

11,422件

③「あいぽっぽ」アクセス数（令和4年度分）

アクセスユーザー数：95,988件/年

ページ閲覧数：359,794ページ/年

(4) 政策・流通に関する調査研究

空き家対策事業の推進及び県下各自治体との連携、既存住宅市場・不動産流通サイト等の活性化に関する調査・研究を行った。

(5) 土地住宅に関する税制及び政策の改善に関する事業の実施

不動産の流通活性化を通じ国民の利益増進を図るため、全宅連と連携して提言活動を行った。

<税制関係>

提言内容及び実現された内容は以下の通りです。

【1】各種税制特例措置の延長及び拡充

① 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の延長及び拡充

i) 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の適用期限

(令和4年12月31日)を延長すること

ii) 譲渡価額の上限を800万円に引き上げること

⇒以下の延長および措置が講じられました

- 令和7年12月31日まで3年間延長
- 次に掲げる区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合における低未利用土地等の譲渡対価に係る要件を800万円以下（現行：500万円以下）に引き上げる
  - ・市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（用途地域が定められている区域に限る）
  - ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域
- 適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆるコインパーキングが除外される

② 空き家等の発生を抑制するための特例措置の延長と拡充

空き家等の発生を抑制し、更なる流通促進を図るため、相続空き家の譲渡所得に係る特別控除について、以下の措置を講ずること。

- i) 相続によって取得した居住用の空き家を譲渡した場合に3,000万円を特別控除する特例措置について適用期限（令和5年12月31日）を延長すること
- ii) 譲渡後一定期間内に耐震改修工事又は除却工事を行う場合についても本特例の対象とすること

⇒以下の延長および措置が講じられました

- 令和9年12月31日まで4年間延長
- 当該被相続人居住用家屋が当該譲渡の時から当該譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に次に掲げる場合に該当する事となったときは適用対象とする
  - ・耐震基準に適合することとなった場合
  - ・その全部の取壊し若しくは除却がされ、又はその全部が滅失をした場合
- 相続人の数が3人以上である場合における特別控除額を2,000万円とする

③ 土地の売買に係る登録免許税の軽減税率の据え置き

土地売買の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減税率について、現行の税率（1.5%）を令和5年4月1日以降も据え置くこと。

⇒令和8年3月31日まで3年間延長されました

- ④ 既存住宅及びその敷地に係る買取再販に係る不動産取得税の特例措置の延長  
宅建業者が既存住宅を買い取り、一定の質の向上のための改修工事が行

われた既存住宅を販売する場合の、宅建業者の既存住宅及びその敷地取得に係る不動産取得税の軽減税率（令和5年3月31日）を延長すること。

⇒令和7年3月31日まで2年間延長されました

⑤ その他適用期限を迎える各種税制特例措置の延長

i) 優良住宅地の造成等のために土地等を売った場合の税率軽減の特例

…… 令和4年12月31日

⇒以下の見直しを行ったうえで、令和7年12月31日まで3年間延長されました

○適用対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外

○開発許可を受けて住宅建設のように供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定する

- ・市街化区域
- ・市街化調整区域
- ・区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（用途地域が定められている区域に限る）

ii) 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置

…… 令和5年3月31日

⇒登録免許税については、令和8年3月31日まで3年間延長されました

不動産取得税については、令和7年3月31日まで2年間延長されました

iii) 地域福利増進事業に係る固定資産税の特例措置

…… 令和5年3月31日

⇒令和7年3月31日まで2年間延長されました

iv) 特定の事業用資産の買換えの特例

…… 令和5年3月31日

⇒以下の見直しを行ったうえで、令和8年3月31日まで3年間延長されました

- 既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外
- 航空機騒音傷害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産から令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音傷害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の第二種区域となった区域内にある資産を除外
- 本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合について
  - ・東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域へ買換えの繰延べ割合を90%（現行：80%）に引き上げ
  - ・同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への買換の繰延べ割合を60%（現行：70%）に引き下げ

v) 法人の土地譲渡重課制度及び個人の不動産業者等に係る土地譲渡益重課制度の適用停止措置

…… 令和5年3月31日

⇒法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度について以下の見直しを行ったうえで、令和8年3月31日まで3年間延長されました

適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、以下の見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長する

- 対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外
- 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定する
  - ・市街化区域
  - ・市街化調整区域
  - ・区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（用途地域が定められている区域に限る）

※要望書については、末尾資料No. 2を参照

(6) 公共事業用地の取得に伴う代替地媒介等の実施

国土交通省中部地方整備局・愛知県等との協定に基づく成約はなかった。



(7) 行政等との斡旋協定

行政機関の分譲住宅、賃貸住宅、公有地等の斡旋協定に基づく協力については、対象物件の依頼のある都度、周知を図った。

(8) 土地利用懇談会の実施

一般消費者の住宅用地の供給流通の促進と土地の有効利用を図ること等を目的に各自治体と支部との土地利用懇談会を以下の通り開催した。

①各自治体と支部との土地利用懇談会

○田原市と東三河支部との土地利用懇談会

日 時：令和4年7月21日（木）午後3時00分より  
場 所：田原市役所  
内 容：狭あい道路、空き家・空き地について一など

○瀬戸市と東尾張支部との土地利用懇談会

日 時：令和4年10月31日（月）午前10時30分より  
場 所：瀬戸市役所  
内 容：都市計画について一など

○豊川市と東三河支部との土地利用懇談会

日 時：令和4年12月12日（月）午後2時30分より  
場 所：豊川プリオ  
内 容：空き家の現状について一など

○豊橋市と東三河支部との土地利用懇談会

日 時：令和5年1月6日（金）午後1時30分より  
場 所：豊橋商工会議所  
内 容：空き家バンクについて一など

○清須市と西尾張支部との土地利用懇談会

日 時：令和5年1月27日（金）午後1時30分より  
場 所：清須市役所  
内 容：都市計画について一など

○長久手市と東名支部との土地利用懇談会

日 時：令和5年2月2日（木）午前11時00分より  
場 所：長久手市役所  
内 容：都市計画マスタープランについて一など

○犬山市と北尾張支部との土地利用懇談会

日 時：令和5年2月13日（月）午後1時00分より  
場 所：犬山市役所  
内 容：土地の有効活用について一など

○蒲郡市と東三河支部との土地利用懇談会

日 時：令和5年2月20日（月）午後1時30分より  
場 所：蒲郡市役所  
内 容：都市計画マスタープランについて一など

○豊田市と豊田支部との土地利用懇談会

日 時：令和5年3月14日（火）午後1時30分より  
場 所：豊田市役所  
内 容：定住促進について一など

(9) 不動産コンサルティング技能試験の実施協力

高い専門知識と技能を有する宅地建物取引業者を育成することにより、公正な宅地建物取引を確保するための、人材育成を目的とした不動産コンサルティング技能試験の事業協力を実施し、名古屋会場は以下の通りであった。

日 時：令和4年11月13日（日）  
場 所：学校法人 名古屋大原学園  
申込者数：95名  
受験者数：77名  
合格者数：29名（合格率37.7%）

(10) 会員業者向け法律相談の実施

会員が日常の不動産取引等において、法律の見解が必要な場合に弁護士へ相談することができる法律相談を実施した。

※相談件数は、年間353件

(11) 青年部会・女性部会の運営

14支部にて25部会（青年部会13、女性部会12）の活動が計画され、各部会において研修会・勉強会などを適時開催した。

(12) 地価調査の実施

一般消費者からの取引の相談を受ける際の価格の内部資料としての活用を目的とした地価調査を例年に引き続き各支部へ協力依頼すると共に、調査結果については、会員マイページにて公開した。

(13) 調停の実施

会員間の宅地建物取引に関する苦情及び紛争の調停業務はなかった。

(14) 宅地建物取引士賠償責任保険制度及び宅建ファミリー共済保障制度の普及

宅地建物取引士賠償責任保険制度及び宅建ファミリー共済保障制度に関して、加入案内を会員メール便にて会員へ送付し、制度の周知と加入促進を図った。

(15) 有益な資料の配布

全宅連編集の令和4年度版税制解説書及び、不動産手帳等の配布を行った。

さらに、宅地建物の円滑な取引の推進や消費者保護を図ることを目的に、行政機関等からの法改正・政策等に関する周知を目的とした資料等、有益な資料の提供について検討した。

(16) 会員への業務支援

新規入会者への支援策をはじめ、後継者不足への対応についてなど検討対応を行った。

また、本会のグループである行政書士法人と協力しながら、宅建免許更新に関する業務支援を実施し、退会防止にも取り組んだ。

(17) 入会促進事業

入会パンフレットをリニューアルし、開業セミナーやイベント等での配布、関係機関（県庁、学校関係等）へ設置するなど入会促進を図ると共に、各種専門学校等において、ガイダンスを延べ5回開催した。

また、行政書士法人と協力し、代行手続きなど開業支援を実施し、入会促進を図った。

(18) 宅地建物取引業開業セミナーの実施

宅建業開業を考えている方を対象に、宅建業開業をバックアップするとともに、入会促進を図ることを目的としたセミナーを以下の通り開催した。

また、セミナー終了後、開業相談会を実施し、受講者の開業相談に応じた。

【第1回】

日 時：令和4年10月3日（月）

午後1時30分～午後3時00分

場 所：名古屋都市センター

受講者数：28名

<研修課目及び講師>

- ・不動産を開業するまでの流れ・必要なこと  
講 師：(公社) 愛知県宅地建物取引業協会 事務局職員
- ・開業資金の借入れについて  
講 師：日本政策金融公庫 担当者
- ・宅建協会入会のメリットについて  
講 師：(公社) 愛知県宅地建物取引業協会 会員支援委員会  
委員長 稲本 良二 氏

【第2回】

日 時：令和5年2月20日(月)  
午後1時30分～午後3時00分  
場 所：名古屋市公会堂  
受講者数：22名

<研修課目及び講師>

- ・不動産を開業するまでの流れ・必要なこと  
講 師：(公社) 愛知県宅地建物取引業協会 事務局職員
- ・宅建協会入会のメリットについて  
講 師：(公社) 愛知県宅地建物取引業協会 会員支援委員会  
委員長 稲本 良二 氏

(19) 会員間ネットワークの強化

県下最大の業者間ネットワークの強化を図るため、退会防止活動並びに会員数の維持に向けた取り組みを実施した。

(20) 広報事業の対応

適正な宅地建物取引を推進し、消費者保護を図るためのPR活動を実施した。また、広報啓発委員会、政策流通委員会と愛知宅建サポート(株)が連携し、広報PR特別チームを編成、不動産流通サイト「あいぽっぽ」の有効なPR方法を検討した。

①不動産流通サイト「あいぽっぽ」CM作成

不動産流通サイト「あいぽっぽ」のPRのための新CMを作成した。

メ〜テレ「ドデスカ!」にて放映を行うとともに、YouTubeにて広告出稿を行った。また、名古屋グランパスエイトとのパートナー協賛に基づき、ホーム戦によるCM放映を行った。

## ②WEB広告の出稿

愛知県及び県下15市のホームページにバナーを掲出し、本会ホームページの信頼性を高めるとともに、不動産無料相談所のPRを行った。不動産流通サイト「あいぽっぽ」のPRのため、Google、Yahoo!及びインスタグラムにて、ディスプレイ広告を出稿した。

## ③知育冊子の配布について

本会のマスコットキャラクター「あいぽっぽ」を使用した知育冊子を年3回作成し、愛知県内の保育園、幼稚園、こども園等に配布することにより、協会のPRを行った。

## ④SNSによるPRについて

マスコットキャラクター「あいぽっぽ」の周知を目的としたLINEスタンプの作成を行うことにした。また、インスタグラムにて、マスコットキャラクター「あいぽっぽ」を有効に活用した「あいぽっぽグラム」の運営を行い、若年層への認知度向上を図った。

## ⑤有料媒体による協会PRについて

情報発信サイトである日刊KELLYへの連載やフリーペーパーへの広告掲載、地下鉄の車内案内及び、駅構内の周辺地図案内にて広告を掲載する等の協会PRを行った。

## ⑥有益なイベントへの協賛・ブース出店・グッズ配布

不動産流通サイト「あいぽっぽ」のPRのため、「あいぽっぽオリジナル自由帳」及び「あいぽっぽオリジナルウェットティッシュ」等のノベルティの作成を行い、下記事業に協賛・ブース出店を行った。

### ○器と暮らし市

日 時：令和4年12月10日（土）～11日（日）  
場 所：あいち健康の森公園 大芝生広場

### ○全日本ぎょうざ祭り2023春

日 時：令和5年3月18日（土）～21日（火）  
場 所：愛・地球博記念公園

## (21) 愛知県及び名古屋市居住支援協議会等への協力

高齢者や障がい者等、住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進を目的に設置されている愛知県及び名古屋市居住支援協議会及び、豊田市居住支援協議会に出席した。

(22) 役員研修会、監事・監査研修会の実施

役員改選に伴い、公益社団法人としての適正な運営を行うこと等を目的とした支部長・支部三委員長合同研修会、役員研修会、監事・監査研修会を実施した。

(支部長・支部三委員長合同研修会)

日 時：令和4年6月24日（金） 午後1時00分より

場 所：ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
5階「ローズルーム」

対象者：正副会長、専務理事、保証協会専任幹事、支部長、支部三委員長

出席者：65名

内 容：①愛知宅建版ビジョンの推進について

②支部長の役割について

③支部・総務財政委員会関連について

④支部・公益事業委員会関連について

⑤支部・会員支援委員会関連について―他

講師：（公社）愛知県宅地建物取引業協会 役員

(役員研修会)

日 時：令和4年7月11日（月）

午前の部 午前10時00分より

（名古屋市内の支部：東名・名西・名南東・名南西・名南・  
名城・中支部）

午後の部 午後1時00分より

（名古屋市外の支部：東三河・西三河・碧海・豊田・知多・  
東尾張・西尾張・北尾張支部）

場 所：ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
7階「ザ・グランコート」

対象者：本部・支部役員（本部監事・支部監査は除く）

出席者：259名

内 容：「（公社）愛知県宅地建物取引業協会の役員として」

①協会の歴史について～55年の歩み～

②愛知県宅建協会の組織及び役員の職務等について

③本会事業について

講師：（公社）愛知県宅地建物取引業協会 役員

「事務所訪問・入会審査会について」

講師：中林 正人 副会長

(監事・監査研修会)

日 時：令和4年7月19日(火)

午後1時00分より

場 所：ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
5階「ローズルーム」

対象者：本部監事、支部監査、支部長、本部総務財政委員

出席者：52名

内 容：①公益法人としての適切な事業執行、並びに会計処理について

講師：顧問税理士 辰巳 安治 氏

②公益法人の監査としての職務や権限について

講師：(公財)公益法人協会 税理士 鈴木 修 氏

③監査の職務について

講師：村井 欣宏 総務財政委員長

(23) 職員研修会の実施

公益法人としての適正な運営に対応していくため、協会事業等に関する職員研修会をWEB開催にて実施した。

日 時：令和4年9月26日(月) 午後0時50分より

対象者：本部・支部職員

内 容：①グループウェア(オフィスプリズム)について

②メンタルヘルス相談について

③経理処理等について

④入会促進・会員管理について

⑤愛知宅建サポート(株)事業に関する周知事項について

(24) 創立55周年記念事業の実施

本年は創立55周年(昭和42年6月創立)となる年であったため、記念式典を開催した。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として祝賀会は開催せず、式典のみ行い、参加者も受賞者は招待せず、来賓・代表受賞者・役員のみで開催した。

①記念式典の開催について

日 時：令和4年5月23日(月) 午後1時00分より

場 所：ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
7階「ザ・グランコート」

出席者：76名(来賓・代表受賞者・役員)

## ②表彰状・感謝状について

55周年を記念して、愛知県からは知事感謝状、全宅連からは会長表彰状が本会に授与された。

また、受賞候補者選考基準に基づき、役員、会員、職員に対して会長表彰状及び感謝状を授与した。

さらに、知事表彰状及び会長表彰状受賞者に対し、記念品を贈呈した。

## 4. 行政所管課、関係諸団体との連携

行政所管課、関係諸団体との連携のもと、公正な宅地建物取引を確保することを目的として、次の対応を図った。

### (1) 行政所管課との連携

適宜、愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課との事務連絡を通じ、公益事業の報告や宅建業者数の動向、宅建業についての情報交換を行い、行政との連携を図った。

### (2) 関連諸団体との連携

- ① 全宅連・全宅保証等の会議への出席及び全宅連中部地区連絡会へ関係役員が出席し、公益社団法人運営に関する事項や業界が直面している諸問題について意見具申を行った。
- ② 愛知県不動産コンサルティング協議会の幹事団体として、技能登録者を対象とした実務セミナーや専門教育講座の開催について構成団体に働き掛けを行い、教育事業の推進に努めた。
- ③ 既存住宅の流通活性化推進のため、愛知県内の各行政所管課と連携し、空き家対策事業を推進した。
- ④ 東海不動産公正取引協議会の構成団体として、会員事業者の適正な広告の作成を進め、消費者の保護を図るとともに、おとり広告に対する啓蒙など不動産の表示に関する公正競争規約の周知を図った。
- ⑤ 名古屋国税局土地評価審議会委員として参画し、地域社会の健全な発展に資するため、路線価等に対する意見具申を行った。



- ⑥ 東海地区不動産取引業税務協力会（愛知・岐阜・三重・静岡の宅建協会より構成）の幹事団体として、税務行政に協力するとともに、構成団体に呼びかけ、税務協力会の開催を通じて国税局との税務行政の連携を図った。
- ⑦（公財）愛知県暴力追放運動推進センターへの評議員の派遣や愛知県宅地建物取引業暴力追放協議会の幹事団体として、県警本部との連携を密に取りながら暴力団等の業界潜入阻止に努めた。
- ⑧ 名古屋市都市計画審議会委員に会長が委嘱されており、地域社会の健全な発展に資するため、名古屋市の都市計画に対する意見具申を行った。
- ⑨ 国土利用計画地方審議会委員として参画し、県土の有効活用について専門家の立場で意見具申を行った。  
また、愛知ゆとりある住まい推進協議会に出席し、地域社会の健全な発展に資するため、県行政の円滑推進に協力した。

## 5. 公益社団法人としての運営対応、並びに組織体制整備に関する検討

公益社団法人として適正な運営対応を図るとともに、組織体制整備並びに保有資産の有効活用について必要に応じ検討していく。

### （1）公益社団法人の運営対応

公益社団法人として定期的に業務執行状況を精査し、適宜指導対応を図りながら、事業並びに経理処理を適正に実施し、必要に応じ諸規則の改正を行った。

また、公益社団法人として、義務付けられている愛知県への定期提出書類を作成・提出し、帳簿等備え置くべき書類の整備を図り対応した。

### （2）第三次組織改革について

愛知宅建版ビジョンに沿った協会運営について、研究・検討を行った。

### （3）諸規則整備への対応

入会手続きにおいて、統一した運用が図れるよう審査規定について協議した。

## 6. 新会館建設について

令和4年4月開催の理事会において施工者の募集方法を公募型指名競争入札にて募集することが決まり、7月より募集開始、9月の入札を経て、10月開催の理事会にて入札で決まった最終1社として、(株)浅沼組名古屋支店の提案を行い、理事会承認がされた。

なお、会館建替えは現会館の南側駐車場に建設を行う1期工事、事務所移転、既存会館の解体、解体場所への建設を行う2期工事の4つの工程に分かれており、建設スケジュールは以下の通り。

### <建設スケジュール>

|                |        |        |
|----------------|--------|--------|
| 令和5年1月～令和5年12月 | 1期工事   | (12ヶ月) |
| 令和6年1月         | 事務所移転  | (1ヶ月)  |
| 令和6年2月～令和6年4月  | 既存会館解体 | (3ヶ月)  |
| 令和6年5月～令和7年2月  | 2期工事   | (10ヶ月) |

## 7. 会員支援の拡充・強化に向けた対応

会員支援事業の更なる拡充・強化のため、本部・支部における各種研修会などの機会を捉え、愛知宅建サポート㈱で展開する事業の周知、利用促進に努め、会員のビジネスチャンスの拡大を図った。

また、愛知宅建サポート㈱及び、県下各自治体と連携して実施された空き家対策事業は以下の通り。

### ①行政との空き家対策に関する協定締結

(本年度1自治体、累計45自治体との締結)

### ②「空き家総合相談窓口」に寄せられた空き家相談への対応

### ③本会主催の集合研修とWEBによる地域の空き家対策事業に参画する空き家マイスター認定・更新講座の実施

日 時：令和5年2月13日(月)

更新者数：481名

### ④自治体からの空き家情報を受け、サポート会社が媒介業者として売買契約を締結した。(14件)

### ⑤「愛知県空き家・空き地バンクポータルサイト」の運営を行い、提携自治体との連携の下、各自治体の空き家バンク開設を促した。

### ⑥国土交通省に採用された本空き家対策モデル事業の推進

その他、愛知宅建サポート㈱が実施した主な事業は以下の通り。

- ①流通サイト及び本会のマスコットキャラクター「あいぽっぽ」のPR
- ②行政関係団体等からの依頼物件の周知・斡旋
- ③不動産知識習得、営業スキル向上等のセミナー斡旋
- ④信用金庫、全宅住宅ローン㈱の住宅ローン斡旋
- ⑤損保代理店業務・紹介業務、少額短期保険代理店業務
- ⑥不動産査定システム、建物状況調査（インスペクション）、土壌汚染調査
- ⑦賃貸物件家賃保証等の斡旋
- ⑧福利厚生関連サービスの取次
- ⑨各種物品及び図書販売
- ⑩（一財）ハトマーク支援機構の事業周知
- ⑪会員業務支援サイト「会員マイページ」の構築・運営（※）
- ⑫新流通サイト「あいぽっぽ」のシステム構築・運営

（※）「会員マイページ」の運営

会員が必要な情報を集約し、閲覧・利用することができる「会員マイページ」の運営を愛知宅建サポート㈱と協働して行い、操作方法の問合せ等に対応した。

「会員マイページ」の利用会員は、5,496会員となっており、利用会員率は、約97%となっている。

①支部別「会員マイページ」利用会員数（令和5年3月31日現在）

|       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東 名支部 | 430会員 | 名 西支部 | 376会員 | 名南東支部 | 362会員 |
| 名南西支部 | 315会員 | 名 南支部 | 323会員 | 名 城支部 | 374会員 |
| 中 支部  | 477会員 | 東三河支部 | 520会員 | 西三河支部 | 374会員 |
| 碧 海支部 | 333会員 | 豊 田支部 | 263会員 | 知 多支部 | 319会員 |
| 東尾張支部 | 222会員 | 西尾張支部 | 431会員 | 北尾張支部 | 376会員 |
| 本 部   | 1会員   |       |       |       |       |

②「あいぽっぽ掲示板」掲載数（令和4年度分）

77件（述べ掲載数）

③「あいぽっぽ×リアプロ連携」物件数（令和4年度分）

1,699件（のべ物件数）

## 8. その他

その他、公益社団法人として、次の対応を図った。

### (1) 各種会議の効率的な運営への対応

公益的事業の実施を踏まえて、執行役員会、支部長・委員長連絡会、総会、理事会等各種会議の適正かつ効率的な運営に努めた。

### (2) 会員管理の対応

本部・支部間のネットワークを利用した会員管理システムについて入退会・承継処理の合理化に関する改善を図り、さらに、システムの有効活用するための方策を検討した。

### (3) 情報公開の対応

公益法人情報公開サイト（インターネット）において、定款・事業報告書・収支決算書等、本会の事業及び財務に関する情報を、公益法人として適正に公開し、諸資料の備え置きについても適正に対応した。

### (4) 適切な財政処理等の対応

顧問税理士の指導のもと、適切な財政処理等による健全な財務管理を目的に、次の対応を図った。

#### ① 支部運営費交付金並びに支部特別事業の業務執行状況及び精査検討

各支部の執行状況について、適宜確認するとともに、本部・支部との連携を密にし、状況に応じた指導・連絡を行った。

また、公益社団法人として、より厳格な執行管理を行うため、毎月末における執行状況を把握し、顧問税理士による確認を受けた。

#### ② 会費徴収事務の対応

保証協会との事務委託契約に基づく保証協会会費との一括納付を円滑に実施するとともに、会費未納者に対し、再請求を送付する等、保証協会と連携し対応した。

#### ③ 帳簿点検の実施

顧問税理士（3ヶ月毎）及び総務財政委員会（半期毎）による帳簿点検を実施し、予算執行の適正処理に努めた。

### (5) 全宅連及び諸団体との連携による会員業務支援

① 全宅連において設立された（一財）ハトマーク支援機構の事業について周知を行った。

- ② 全宅連安心R住宅事業の参加協会として、安心R住宅制度を利用する会員の登録業務を行った。

(6) 賃貸不動産管理業務の推進

(一社) 全国賃貸不動産管理業協会愛知県支部と共催し、賃貸管理業の知識普及を目的とした「賃貸管理業実務セミナー」を開催した。

【賃貸管理業実務セミナー】

日 時：令和4年12月5日(月)

午後1時30分～午後4時10分

場 所：名古屋国際会議場 レセプションホール

受講者数：247名

<研修課目及び講師>

- ① 「現在の賃貸管理業、利益を出す方法！」

講 師：株式会社ノースエステート 大槻 圭将氏

- ② 「コロナ渦における賃貸管理業の現状と事例」

講 師：株式会社近畿保証サービス 大森 貴正氏

(7) 震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定に基づく協力

愛知県・名古屋市と締結している「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」の実施に関して協力した。

(8) 危機管理への対応

新型コロナウイルス感染症への対策等、危機管理への対応を図った。

(9) 愛知宅建版ビジョンの推進

理想の姿の実現に向け、目標実現のための諸事業を実施した。